

第15回教育委員会会議

1 日時 令和6年9月24日（火） 午後3時30分～午後4時55分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

長谷川 葵 委員

藤巻 幸嗣 教育次長

山口 照美 港区担当教育次長

御栗 一智 東成区担当教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

上原 進 教務部長

大西 啓嗣 指導部長

中道 篤史 第3教育ブロック担当部長

橋本 洋祐 総務課長

上田 慎一 教職員人事担当課長

中川 達雄 教職員サービス・監察担当課長

近藤 健司 英語イノベーション担当課長

伊藤 純治 教育政策課長

川村 晃子 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名

(3) 案件

議案第94号	職員の人事について
議案第95号	職員の人事について
議案第96号	令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について
議案第97号	職員の人事について
議案第98号	職員の人事について
議案第99号	職員の人事について
議案第100号	職員の人事について
議案第101号	職員の人事について
報告第28号	校長公募にかかる第2次選考の結果について
報告第29号	職員の人事について
報告第30号	職員の人事について
協議題第9号	「義務教育学校・小中一貫校の設置方針」の策定について

なお、議案第94号及び第95号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第97号及び第101号、報告第28号及び第29号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、議案第96号、並びに第98号から第100号、報告第30号、協議題第9号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

協議題第9号『義務教育学校・小中一貫校の設置方針』の策定について」を上程。

中道第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本設置方針「義務教育学校・小中一貫校の設置方針(案)」は、現在、本市、教育振興基本計画に基づき、教育活動を実施している小学校、中学校について、今後新たに教育活動

を実施する上で、学校のあり方の選択肢の一つとなる義務教育学校、小中一貫校としての設置を必要に応じて検討するため、そして従来の本市指針では記載されていない内容等が出てきたために、今後新たに設置の必要性が出てきた場合に、議論・検討する“よりどころ”として活用していく枠組みである。なお現在設置されている義務教育学校及び小中一貫校については、現状を維持することとしている。

2～4ページは、平成24年の戦略会議において策定された、今後の施設一体型小中一貫校の設置方針になる。主な内容として、新たな行政区割りに基づき設置するなど、当時の状況を反映したものとなっている。現在は、戦略会議の時点では制度化されていなかった義務教育学校が平成28年度に制度化されたことにより、義務教育学校と小中一貫校の違いを改めて整理する必要性が出てきた。この後にご説明する、教育委員会事務局ワーキングにおいて検討した案について、副市長、市長にご確認いただき、また教育委員会会議においてご協議いただくこととなった。

5・6ページが、新しい設置方針である。6ページの大きな1番に、国における義務教育学校と小中一貫校の考え方を記載している。次に、大きな2番に新たに令和6年4月以降に設置する義務教育学校又は小中一貫校を設置する際の今後のあり方を記載している。今後新たに設置する義務教育学校は、学年をまたいだ先取りした教育を行うことができるなど、特別の教育課程を編成することから、特色ある教育を展開できるため、公平性の観点より全市募集型とした。特色ある教育や先進的な学びは、義務教育学校が担い、今後新しくできる小中一貫校については、9年間を見通した目標設定のうえ学年や学校種に基づいた学びを進めるとともに、区内で地域性や繋がりなどの地域コミュニティを活かし、区の思いや願い、地域の独自性に寄り添い小・中交流をより推進するため区内募集型とした。

7ページは、設置に関する基本的な考え方を提示した。大きな3番の(1)新たに設置する場合は適正規模となるよう複数学級規模を求めることとしている。現在すでに設置されている義務教育学校や小中一貫校は、段階的にこの考え方に沿った形に変えていくこととした。ただし、現在通学している児童生徒の利益、保護者の皆様のご意向、地元の希望というものを抜きにして急に変更できるものではないので、(2)に示すように既存の全市募集型小中一貫校については、各校の実情に応じて、現時点では全市募集とし、現状維持を妨げないこととするを付記している。

なお、この設置方針について、先日、区担当教育次長会議実務部会でご説明申しあげたところ、今後の適正配置等を踏まえて、街づくりとセットで解決していくためには、複数

学級規模とする等の条件について、各区の実情を踏まえた柔軟な対応をお願いしたい旨のご意見もあった。教育委員会事務局としても、個別の案件に関しては、必要に応じ検討できることを(4)として記載することで、関係区長のご理解をいただいている。

今回、協議題としてお諮りし、次回の教育委員会会議で議案として提出させていただく予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 6ページは、本市における義務教育学校の今後のあり方ということで、小中一貫校の募集形態が区内になっていますよね。3ページの今後の施設一体型小中一貫校設置方針(案)のところは広く全市となっていますが、これはどういう理解でしょうか。これは校区として区内ということではないのですか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 校区を広く全市から募集するというものは、当時の平成24年時点では、小中一貫校が取組として非常に新しく、様々な特色を小中一貫校に持たせたことから、公平性の観点からどこの子どもたちも通えるようにということで全市募集という記載をしているところです。新しい設置方針はその役割が義務教育学校に変わっていくということで、義務教育学校の特別の教育課程がそのまま全市募集という形で残って、小中一貫校は小中一貫校の役割として区内の地域に根差すということです。

【大竹委員】 3ページの今後の施設一体型小中一貫校設置方針というのは、5ページ以降の話とは別で、前回の設置方針ということですか。ここを見ると今後の設置方針というのと、これまでの設置方針というのがあるから、これまでの設置方針はこういうふうになっていたけれども、今後はこの設置方針の詳細のものに基づいて、それを抜粋するようになるということではないのですか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 それは違います。すみません。4ページまでは以前の設置方針です。

【大竹委員】 わかりました。義務教育学校を先に作るのか、小中一貫校を増やすのか、方針というのはどういうふうに今考えていますか。作る時の違いはわかりますけれども、今後として小中一貫をするようなところがあつたら義務教育を優先して設置できないかということを考えるのか、小中一貫校として設置するのかはどのような判断根拠になるのでしょうか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 それぞれ義務教育学校の特徴、小中一貫校の特

徴がございまして、新しく必要性がでた場合に、どういう選択をしていくのかというのは、それぞれの子どもの実態でありますとか、保護者や地域のニーズ等を踏まえて検討して、最終的にどちらの特徴により合うのかというような形になると考えております。

【大竹委員】 今後作る時に、義務教育学校にするのか、小中一貫校にするのか、基本的な考え方というのが、ここでは、例えば義務教育学校はこうですというような制度的な面、あるいは特色のある、言葉はそういうことですが、どちらの学校を作るかというのはそれぞれの教育次長というか、それぞれの区に任せるとのことですか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 基本的にはそういう考え方になるかと思えます。教育委員会としましては、それぞれの状況をきちんと検討した上で、その方法、選択がベターなのかということになるかと思えます。

【多田教育長】 義務教育学校は既設では生野未来学園1校だけですが、本日は港区長もおられますけれども、以前生野区長として再編に関わってこられて、当時の状況は、生野未来学園は小学校が4校、中学校1校を一つの学校にまとめるということになりました。やはり、四つの小学校を一つにまとめるというのは大変な、地域の方々のご判断なり区のほうなり、相当のやり取りもさせていただきました。その中で大きい方向性を一つまとめるということで、9年間を通じて子どもの未来をしっかりと支えていく教育をということで、大きなそういう目標を立てた上で、学校の形態としては義務教育学校が良いのではないかと、そういうような形になりました。資料の中にもございますように、小中一貫校になっていくところは、生野未来学園に比べますと、二つの小学校を一つにして、中学校ということで、小学校は大阪市内の場合、連合町会が地域との繋がりも強いということもございますし、学校に対しての学校名も含めまして非常に愛着があるということもございますので、そういうことでいうと、連携はしっかりするけれども、形態としては小中一貫校、実態としては、9年間を通じた教育を、小学校、中学校を、それぞれ形態を残したまま行っていくというようなことで、教職員集団を一つにまとめるとかそちらのところは相当の通常の学校の形態とは違う形にしておりますけれども、一貫校の方が良いだろうという形で取組んでいこうと。

【大竹委員】 どちらかを推奨するという事はないのですか。

【多田教育長】 国の方でも、義務教育学校を制度化した時の説明資料を見ておられますけれども、選択肢としては示されていますが、それぞれ特徴は相当コメントされていますけれども、どれが良いというのはなかなか読み取れない、そういう表現にはなっていないで

す。先ほど中道部長が申しあげました通り、それぞれの学習指導要領や教育過程に基づく、小学校、中学校、それぞれの範囲があって、そちらで義務教育期間9年間を通じて学んでいくということは基本ですよ、というところは置く、その上で、例えば適正配置を行う時に、地域の実態に応じた学校の形態を義務教育学校、あるいは小中一貫校という選択肢をしているという理解だと思っています。

【平井委員】 本市における義務教育学校・小中一貫校の今後のあり方の表の下には先進的な教育と書いてあって、先ほどの説明では先取りとおっしゃいましたが、先取りと先進は違うような気がします。何がというと、先取りの場合は全市から生徒募集をして進学に特化したイメージ。そうすると、競争をエスカレートさせます。先進的と言えば、多様性、不登校の生徒、海外ルーツ、いろいろな課題に対応するイメージ。読み方によっては、大阪府立の進学特色校に繋ぐような流れをつくるのかなど。先取りという意味であれば現実問題、義務教育の中で教科書を使って、どんどん進んでいく学校が想起されます。大阪府立高校のレベルを見た時に、進学特色校をつくり、確かに素晴らしい大学進学の結果を出しているけれども、果たして文科省の学習指導要領と合っているかとなった時、高校入試の設問は厳しいという指摘もあるわけです。だからその趣旨というのは、先取り学習で全市的に児童、生徒を募集し、そしてある意味先取りとおっしゃったから教科書を使って行ってどんどん先のことを進めていくようなことを考えていらっしゃるのかです。あるいは先進的とおっしゃるのだったら、不登校、海外ルーツ等、様々な課題に対応する学校を創造するかです。教育水準が違って来るから、作った時に、小中一貫校と義務教育学校が混在する可能性があります。そのあたりは、どのように捉えていらっしゃいますか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。我々の今の捉え方としては、言葉でいうところの先進的というのが、一番ウエイトがかかっていると考えています。

【平井委員】 義務教育学校というのは、先進的と書いてあるわけですから、先取りではなくて、要するに小学校のレベルで中学校の内容を先取りするようなことをするのはなく、あくまでも今、30万人以上いると言われる不登校であるとか、不登校でも普通の学校ではなかなか対応できないような児童、子どもたちを預かっていくとか。あるいは海外ルーツは増えてきたが、新興中流階級の富裕層と言われる層の子どもたちの取組と教育格差や経済格差を持った子どもたちとは違いますね。そういった子どもたちも扱う先進的という取組を活かしたらどうでしょうか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 そのように考えているところでございます。

【平井委員】 わかりました。説明の仕方というのは義務教育学校と小中一貫校とあって混在しているわけです。大阪市の場合は振興基本計画があるので非常に明確に規定がされているわけですが、他の自治体を見た時に中高一貫校を作っているわけですね。期待値が上がり、希望者が大量に押しかけてきて、倍率が5倍、6倍に上がり、競争意識も上がっていく。結果、2年目から希望者が減っていくというスパイラルに陥るのが常です。作る時に明確な方向性を出さないと後々、先細りします。小中は義務教育なわけですから、先細りしてスクラップというのではあまりにも残念な気がします。大阪の場合は英語一つ取っても小学校1年生に先取りをしていますよね。ある見方をすれば、早い段階から児童に英語を使わせる環境を設けているわけですから、それは素晴らしい仕組みということになりますが、果たしてALTは確保できているか、財源は整っているか、チーム学校としての現場の協働体制は整っているかという問題があるわけです。スクールコンセプトをきちんと説明されたほうがよいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

【長谷川委員】 今の平井委員のご意見に近いと思いますけれども、今、現時点で、平成22年のものに比べて設置の基準やそれに向けてどういうビジョンで進めていくのかというところがあまり書かれていないという印象を受けています。現時点で平成22年のものが生きているので、これが実態と合わないから修正する必要があるというのは理解しますが、そもそも小中一貫校を設置するのかどうか、小学校と中学校と連携をして別の校舎ないし組織だけでも、交流を持たせるといふ方向も推進されていると思うので、それも含めて設置するのかということも規定するのでもいいのではないかと思います。そのためには義務教育学校や小中一貫校にこういうメリットがあつて、こういう条件を整えれば設置した方がいいとか、そういう基準を書かないと、何もないところだとどういふ方針で進めるのかということを決めるのは難しいのではないかと思います。

【中道第3教育ブロック担当部長】 ご意見としていただきました、具体的なことというよりも、必要性が出た時に、ケースバイケースで検討していくというような書きぶりになってしまつて、そういったところは印象としてあると思います。そちらについてどういふ条件が揃えば、というのがどこまでできるのか考えていく必要があると思います。

【長谷川委員】 基準まで落とし込むのが難しいとしても、少なくともこういうメリットや目標のもとに設置方針を決めますといったところは書いていただければと思います。

【平井委員】 KPIはご存じですか。Key Performance Indicator（キーパフォーマンス

スインディケーター) のことで、いわゆる重要度の高い指標です。KPIとKGIも、Key (キー) というのはImportant (インポートアント) の重要なという意味でパフォーマンスは内容です。インディケーターは指標のことを言っていてKPIは学校経営でも使われているのですけれども、これは制度設計としてよくわかります。制度設計としては理解できますが、学校教育なので何をするのかそのところを書かれた方がいいのではないかと思います。

【大竹委員】 今ずっと聞いていましたが、これは制度設計なのですよ。どのような学校を義務教育学校にするのか、小中一貫校にするのか、小中のままにするのかというどれを選ぶのかということがここには全然触れられていないのです。それは多分小中一貫校というものはこういうようなものだというのが、先生方が議論をされている中に頭にベースとしてあるから、我々が十分な理解なしに見ると、長谷川委員がおっしゃったようにおかしいですよ。これは制度設計の話でこういう違いがあります、こういう区分ですよということはおわかりですが、どのような特色があるから小中のままにしておこう、どのような特色があるから小中一貫にしようという、そこがよくわからないということです。前の時もよく聞きましたが、ここは制度設計だけの話で、義務教育学校ができたので明確にして分けましたというまでなので、今、平井先生が言われたように、KPIがこうだからやはりこういう方向に進んでいこうということが全く議論されていないという気がします。

【平井委員】 KGI、予算の件は大阪市なので十分に議論されていると思うのですが、何をするのかという部分を聞いた時に聞き手がなるほど、とわからないといけないと思います。正当なプロセスがあって、併せて、具体的に何を、目標はという、ゴールの方は金額のことであっても良いと思うのですけれども、少しそこを検討された方が、第三者が聞いた時にわかりやすいと思いました。

【異委員】 同感なので私から言うことはないのですけれども、今私たちは説明を聞いて、義務教育学校と小中一貫校をこういう分け方で、設置基準で、あり方や考え方とか理解は示すのですけれども、先ほどお話しもあったと思いますが、これからどんどん少子化が進んで単学級も進んで、こういった話がいろいろ出てくると思います。そういった時に、子どもたちや地域のニーズやそういったことを加味して設置していくということですが、一般の方や保護者、地域の方はこういった内容の中身は詳細まで絶対わからないと思いますので、その辺りを少しやはり考慮しながら明確にしていくべきではないかと思います。一番はやはり子どもにとってどうなのか、本当に小学校、中学校が別々に分離したものな

のか、小中一貫校、義務教育学校を卒業する時にどれだけ成長できたか、こういった可能性が伸びたかということもしっかり見ながら、子どもにしっかり焦点をあてて、また教員側の働き方であったり中高と小中一貫校と義務教育学校、その辺りの比較をあまり聞いたことがないと思うのですけれども、教職員のまとめとか負担感であったり、その辺りも視野に入れながら今後進めていかれたらいいと思います。

【多田教育長】 先生方からいろいろご意見をいただきました。今日の配付資料の7ページにございますように、義務教育学校と小中一貫校ということでここに列挙しておりますけれども、主に統廃合、学校適正配置を取組む中でできあがった、新設の学校がありますけれども、新しい学校を作る時の理念、どのような学校にするのかということ相当議論して、こういった学校の形態を最終的には判断していきますので、今日皆様方からご意見をいただきましたように、枠組みは枠組みとして大事だとした上でどういう特色を持たせる、あるいはこういうふうな学校にする時はどういう基準で、学校の運営計画を考えていくのかというのがわかるような形のものに、方針という限りはする必要がありましたので、少し今日のところはご意見をいただいたということで事務局の方でどういう表現であるのかがいいのか少し考えさせていただければと思います。本日協議題でお諮りしておりますので、改めてまたお諮りするような形で進めさせていただけたらと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

議案第94号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、小学校教諭で処分内容は、懲戒処分として免職とする。

事実の概要について、当該教諭は、令和6年6月8日、高校2年生であることを知りながら女性と自宅マンションにおいて性交した等により、大阪府青少年健全育成条例違反として罰金刑に処された。当該教諭は2年の担任を務めている。

本件事案の経過について、令和6年7月29日、大阪府城東警察署から、令和6年6月上旬に大阪府内の集合住宅の一室において、10歳代の被害者女性に対して性交等を行ったとして、不同意性交等罪の容疑で当該教諭を同日逮捕したとの連絡があった。同年8月8日、同月9日に城東警察署で勾留されている当該教諭へ接見を求めたが、これを拒否した。同月20日、当該教諭から校長に連絡があり、大阪府青少年健全育成条例違反、未成年淫行で

略式起訴され罰金刑となり、罰金を支払ったため釈放されたとの報告があり、同月23日、事情聴取を行い、当該教諭は当初、被害者との性交を否認していたが、略式命令で罰金を支払ったことを取り上げて改めて確認したところ、性交の事実を認めた。

当該教諭への事情聴取について、被害者は以前からの知り合いであり、当該教諭は、被害者らと令和4年11月頃に食事に行ってから以降、半年に1回程度会うようになり、少なくとも3回以上食事することがあった。当該教諭は被害者らとの外食場所として居酒屋に行ったこともあり、被害者らが飲酒していることがわかっていながら、在籍校に飲酒していることを報告しておらず、簡単に終わってしまった、と述べている。被害者と当該教諭のやり取りであるが、当該教諭は食事の約束について、「家の方が助かると思って家に誘った。」「冷静になって常識的に考えると家に入れることは良くなかったかなと思うが、その時は思わなかった。」と述べた。令和6年6月7日、午後8時頃に被害者と関係生徒Aを迎えに行き、家に招き入れ、被害者及び関係生徒Aは「勝手に冷蔵庫を開け、缶チューハイを飲んでいた。」「口ではやめるよう言ったと思うが、飲酒を止める行為までは至っていなかった。」と述べた。当該教諭は、「被害者と関係生徒Aに対して午後11時ごろに『帰らなくていいのか』と尋ねたところ、二人とも保護者には『友達の家泊ると言っている』と話した。また、自分もお酒を飲んでいるため車で送ることもできなかったのも、この時間に帰らせるのは酷かなと思いきのまま家に滞在することになった。」と述べた。当該教諭は「午後12時過ぎになって、関係生徒Aが寝落ちするようにソファで寝始めた。その後、被害者と1時間ほど二人で話して、眠たくなってきたので被害者に先に寝るわと言って寝室のベッドで寝ました。次に気が付いたのは翌朝5時半頃だと思います。ベッドで私の隣に被害者が寝ていました。着衣の乱れはありませんでした。」と述べた。当該教諭は、「その時の飲酒量は缶チューハイ1本とハイボール5、6杯で酒を飲んでいるなという感覚はあるが、ふらふらしたり意識が朦朧としたりは無かった、寝るまでの記憶はしっかりとあります。」と述べた。当該教諭に対して午前2時30分に性交したことを認めたから罰金を払ったのではないかと指摘したところ、当該教諭は「そうです。」と答えた。刑事事件の顛末について当該教諭は「罪状が不同意性交の時は罰金刑が無く5年以下の懲役刑だけなのですが、そこから取り調べが進んでいく中で、罪状が未成年淫行に変わって罰金刑があり、略式裁判の対象になるということで、今回、略式裁判を取るという形になりました。罰金50万円を支払って刑が確定したことで釈放されました。」と述べた。当該教諭の弁明について、「最初は事実を否認していましたが、自分は寝ていたのだからやっていないとしか主張でき

ず、物証もない中で被害者は詳しい状況を説明していると警察・検察から聞いていました。証言の信憑性は詳しい状況を説明している被害者が有利と言われ、自分としても無実の証明は困難だと思っていたし、弁護士からも困難だと言われました。裁判で戦うとなると時間や家族への負担も大きくなるので、略式起訴の形をとって前に進めば家族の負担が少ないのではと思ってこの形をとりました。」と述べた。当該教諭は、反省の弁を述べている。

本日、本件についてご承認いただけたら、解雇予告手当除外認定手続きを経て、手続き完了後、すみやかに発令したいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第95号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、小学校教諭及び講師で処分内容は、懲戒処分として両名とも停職1月とする。

事実の概要について、当該教諭らは、令和6年5月13日から同年7月4日までの間、複数回にわたり同校内で性交等わいせつな行為をした。

本件事案の経緯について、令和6年4月、当該講師は、年齢も近く、先輩の当該教諭に好意を持つようになり、当該講師から好意を伝えられた当該教諭もその好意に応えるようになった。同年5月13日、当該教諭らは教材準備等業務のため放課後も同校で勤務を続けていたが、午後8時頃に同校の物置部屋でハグやキスをした。同月17日、同月22日に、ご覧のとおり、わいせつな行為を行い、これらを含めてわいせつな行為を行った回数は(5)にそれぞれ記載のとおりである。同年7月3日、同校校長が関係講師Aから当該教諭らが校内でわいせつ行為に及んでいる可能性があるかと相談を受け、校内監視を強化し、同月4日、当該教諭らが物置部屋にいるところを管理職が踏み込み、事実確認を行ったところ、わいせつな行為を行っていたことを認めた。当該教諭らの聴き取りについて、当該教諭らそれぞれに個別に聴き取りを行ったところ、当該教諭らはお互いに好意があり同意の上で行為を行った、勤務時間中であることを認識しながらも行為に至ってしまった、当該講師はLINEの記録により具体的な日時を特定し、当該教諭は、当該講師が言うのであればそうだと思うと述べた。行為の時間については(4)に記載のとおり、授業中、お互いの空き時間を連絡して物置部屋に行き、キスやハグをした、と述べた。

職務専念義務違反による給料等の減額について、当該教諭らがわいせつな行為を行ったのは、主に所定勤務時間外であり、別途超過勤務手当が支給されていないこと、また所定勤務時間内についてもその合計時間は1時間に満たないことから給与等の減額は行わない。当該教諭らは、反省の弁を述べている。本日、本件についてご承認いただけたら、月末に発令したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 停職1月はこれでというふうに思っております。時期ですけれども、自分たちの行動で停職1月、教員が1月抜けるというのは他の教員に多大な負担がいくのかなと思うのですけれども、例えば夏休みや冬休みなど他の周りの皆さんに負担が少ない時期にとかそういうことは考えたりしますか。

【上原教務部長】 今回、この事案を受けまして、講師については月末で期間が終わりということもございまして、今回、この会議の後に速やかに発令します。欠員について、代替の講師の配置に向けて動いております。1月以上ですと配置要件に該当して、代替を打つということにはしておりますので、できる限り影響がないようには進めているところでございます。

【異委員】 わかりました。他の方へ、そうでなくても忙しいのに負担が倍増するというのは大変だと思うので、負担の少ないようお願いしたいです。

【平井委員】 風評被害は大丈夫ですか。

【上原教務部長】 今のところ情報管理を徹底しております。

【平井委員】 校内外に蔓延する可能性が大きいのでどこかで止めないといけませんね。

【上原教務部長】 管理職がこの事案を把握しました後から徹底して情報管理を行っておりますので、今のところ大丈夫です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第96号「令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この選考については、本年1月30日の教育委員会会議において実施要項をご承認いただき、これを2月26日に公表し、これまで進めてきたところである。第1次選考の結果は6月27日に発表し、第2次選考は8月18日まで実施をし、本案件は最終合格者を決定するものである。

令和7年度は、志願者数、受験者数ともに令和6年度より減少しており、志願者数が2,266人、受験者数が1,961人である。最終合格者は708人であり、校種別の内訳は、表のとおりである。また、今年度から実施した「大学3年次前倒し特別選考」の結果は表に記載している。今年度の1次筆答テストに合格した201名は、来年度選考テストの1次筆答テストが免除される。倍率については、最終合格者数が増えていることもあり、令和6年度の3.1倍から、2.8倍と少し下がっている。合格者の平均年齢については、25.9歳である。

合否判定方法については、筆答及び実技テストの合計得点の高い受験者から合格としている。ただし、上段の幼稚園、幼稚園・小学校共通、小学校などについては、合格者の概ね2割を目途に、面接テストの得点が高い受験者を合格としている。また、中学校・特別支援学級については、受験者が選択した教科の筆答及び実技テストの合格基準点に達している者を対象とし、面接テストの得点が高い受験者から合格としている。なお、全ての校種・教科において、筆答、実技、面接テストのうち合格基準点に達しないものが、一つでもある場合は不合格としている。また、今年度から実施した「教諭経験者特別選考」は面接のみの選考のため、面接テストの得点で合否を判定している。

次に、校種別の志願者・受験者・合格者数を記載している。採用予定数が最も多い小学校を例にすると、志願者数が985人、受験者数は第1次選考が687人、第2次選考が第1次選考の合格者と第1次選考免除受験者の計659人となっている。最終の倍率は、2.1倍となっている。なお、今年度から実施した「教諭経験者特別選考」の合格者数は、63名となっている。

つづいて、校種・教科別の平均点、校種・教科別の合格基準点、合格最低点、各テストの配点、各種加点申請状況と結果、大学推薦特別選考特例、教職大学院推薦特別選考特例の受験者数・合格者数を記載している。

本日も承認いただけたら、9月27日（金）に合否結果の発表を予定している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 技術について、受験者が少ないですね。次年度は何らか対策は考え

ていますか。

【上田教職員人事担当課長】 これまでも大学に訪問をして、受験者の掘り起こしをしていました。特に技術の教員免許が取れる大学には重点的にお伺いをしていまして、引き続き受験者確保の取組を行ってまいります。

【平井委員】 どうしても足りない場合は臨時免許状を発行しての対応ですか。

【上田教職員人事担当課長】 そうですね。臨時免許状の発行による採用も検討することもございますし、技術の場合は規模に応じて兼務をかけるということも行っております。

【平井委員】 もう一つは養護教諭ですよね。教員にならずに就職を選択する者も多いです。確保について何か考えていらっしゃいますか。

【上田教職員人事担当課長】 養護教諭につきましても、技術と同様になりますが大学との連携を密にしながら、情報も聴取し、一方で大阪市の教員として働くことの魅力を発信して受験者確保に努めていく状況です。

【平井委員】 私立大学はこの状況を踏まえ、文部科学省に教職課程認定の申請を出すところが増えていると聞きます。学生の数は集まったけれども、教員免許状を取らないで、民間企業に就職してしまうこともあるので、今後の課題だと思いますので、検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。教育委員会事務局からも教師の魅力を発信してほしいです。大阪市の場合、教育振興基本計画があり、先進的な取組をされている面や給与面の待遇の利点等は、学校は知らないこともあり、そういった部分を発信していただくと大学側も新しく教職課程認定の申請をしていくところもあると思いますので、ご参考にしてもらえたらと思います。

【上田教職員人事担当課長】 ありがとうございます。今年度から民間企業にも業務委託をして、8月と10月以降に教採ひろばというイベントを実施し、教職をめざす方、大阪市の教職をめざす方にお越しいただきまして、大阪市の教育振興基本計画や最高水準の大阪市給与面などを知ってもらう機会を作りました。また、指導主事等と座談会形式で大阪市の教育現場の魅力なども一人一人お伝えするような取組もしております。今後開催するイベントに参加いただけるように周知もしっかりしていきたいと思っております。

【異委員】 今回の志願者数、受験者数について、約1割減になっていますけれども、どのように捉えられているかと原因もわかるのであれば教えていただきたいです。

【上田教職員人事担当課長】 我々も1割程度、受験者が減っていることは、非常に

重く受け止め、教員になりたい、大阪市で働きたいと思ってもらえるよう、より一層PRに努めていかないといけないと思っております。あくまでも公表されている他都市の状況で申しますと、全体的に志願者数や最終倍率が減っており、これは本市に限らず全国的な傾向と捉えております。

【異委員】 先ほど平井委員もおっしゃっていたように、教員のマイナスのイメージを払拭できるよう、大阪市の教職の魅力をSNSで発信するのも一つかなと思います。教員のいきいきした魅力をしっかり発信して行ってほしいと思います。今回初めて取り組む大学3年次前倒し特別選考について、来年度合格者の201名がどれくらい本市に来てくれるのか凄く関心があります。大学の学内企業説明会で大阪市について、給与形態や働き方を大学に足を運んで発信していてもいいのではないかと思います。

【上田教職員人事担当課長】 ご指摘いただいたSNSでの発信についても、先ほど触れました民間企業の業務委託にも盛り込んでおりまして、現役教員の実際に働いている様子の動画を撮影及び発信し、いきいき働いている様子を大阪市あるいは教職を考えておられる方にぜひ見ていただけたらと思っております。大学への説明会は、近畿一円の大学に実際足を運ばせていただいて大阪市教育委員会のブースを設け、ご案内しております。6月にグランフロントで複数の私立大学が連携して開催したイベントがあり、大阪市もブースを設け、ご興味のある方に説明をさせていただきました。あらゆる機会を捉えまして、PR活動を引き続き頑張ってまいりたいと思っております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第28号「校長公募にかかる第2次選考の結果について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第2次選考の合格者数について、最終合格者数を見据え、第3次選考からの受験者数を勘案し、小・中学校共通については内部・外部あわせて計70名、幼稚園については6名を合格とする。選考方法について、1グループ受験者3名を基本として集団面接を実施した。合否通知について、明日9月25日付けで受験者へ発送する予定である。今後のスケジュールについて、第3次選考の個人面接は、10月7日から18日まで実施する。

議案第97号から第101号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、議案第97号について、阪南小学校副校長から、一身上の都合による退職の申し出があり、9月30日付けで退職を認めたく存じる。

次に、議案第98号について、阪南小学校副校長の後任として、指導部総括指導主事の小原正を充ててまいりたい。それに伴い、事務局の運営を保つ観点から、指導部総括指導主事の後任として、指導部指導主事の山崎洋平を充ててまいりたい。

本日ご承認いただいたら、議案第97号は、9月30日付けで、議案第98号は、10月1日付けで人事異動を発令したい。

議案第99号について、千本小学校教頭については、5月より休職していたが、9月20日の健康審査会において復職と判定されたため、これを承認することとし、復職後は指導部指導主事に充ててまいりたい。本日ご承認いただいたら、10月1日付けで人事異動を発令したい。

議案第100号について、日吉小学校副校長については、一身上の都合による退職の申し出により、7月30日の教育委員会にて退職についてお諮りした。その後任については、引き続き検討することになっていたが、慎重に検討を進めた結果、指導部総括指導主事の片田新人を充ててまいりたい。本日ご承認いただいたら、10月1日付けで人事異動を発令したい。

議案第101号について、阪南中学校副校長については、休業することから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、指導部総括指導主事の竹山裕樹を充ててまいりたい。本日ご承認いただいたら、議案第97号は、9月30日付け、議案第98号から第101号は、10月1日付けで人事異動を発令したい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

報告第29号及び第30号「職員の人事について」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

報告第29号について、この案件は、令和6年9月30日付けの職員の退職にかかるものであるが、退職後の後任人事について、全市における人事異動日程に合わせて、本日9月24日に異動内示を行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1

項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により、本日も報告するものである。令和6年9月30日付けで総務部教育政策課担当係長の柴田信が退職をする。当ポストについては、校務DXの推進にあたり外部人材を登用したものであり、後任については、今後公募することを検討している。次に、学校運営支援センター担当係長の杖田圭介が退職をする。

報告第30号について、10月1日付けの人事異動であるが、先ほどご説明したとおり、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項によりご報告するものである。区役所の職員が兼務している、総務部教育政策課担当係長の人事であるが、区役所の人事異動により新たに総務部教育政策課担当係長を兼務するものとして、淀川区役所から昇任のうえ異動となる中央区役所市民協働課担当係長、三宅純二を充てることとした。次に、退職する学校運営支援センター担当係長の後任に、学校運営支援センター学務担当勤務であった金田希一を昇任のうえ充てることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
